

ご契約の更新に関する大切なお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご加入の傷害総合保険に関し、大変重要なお知らせがございますので、必ずご一読いただきますようお願い申し上げます。更新後のご契約内容についてご留意いただきたい事項が含まれておりますので、詳細をご確認いただきますようお願い申し上げます。

令和7年4月1日以降に補償が開始となるご契約より、個人賠償責任補償の保険金ご請求時に、法律上の損害賠償責任の有無を、より厳密に確認させていただきます。

! (以下に該当する場合は、保険金をお支払いできない可能性があるため、特にご注意ください。)

→障がい者本人 (=補償を受ける方) に責任能力がなく、保護者 (=親権者を含む親族・後見人・保佐人等) と離れて入所施設等で生活されている場合

個人賠償責任補償とは

- 日常生活での偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えたことについて、被保険者 (補償を受ける方をいいます) が**法律上の損害賠償責任を負う場合**に保険金をお支払いします。
- 障がい者本人 (以下「補償を受ける方」といいます。) に責任能力がなく、親権者を含む親族・後見人・保佐人等 (以下「保護者」といいます) が**監督義務者として損害賠償責任を負う場合**に、保険金をお支払いします。

近年、この「法律上の損害賠償責任」について社会環境の変化と共に、判例等の法的解釈に変化がみられます。このような現状を踏まえ、引受保険会社にて「法律上の損害賠償責任の有無」をより厳密に確認させていただきます。

令和7年4月1日以降に補償が開始となるご契約

お支払いできる可能性が高い例

保護者と自宅で生活している場合
(かつ補償を受ける方に責任能力がない場合)

病院の待合室でパニックとなり
置時計を破損した



公園で友人の腕に噛み付き、
ケガをさせた



お支払いできない可能性が高い例

保護者と離れて施設で生活している場合
(かつ補償を受ける方に責任能力がない場合)

施設で他の入所者に
ケガをさせた



興奮して施設の窓ガラスを割った



! 施設等の管理監督下で発生した事故で、**保護者に監督義務が生じない場合は本補償のお支払い対象外となります。**

事故が発生した際は、担当代理店もしくは引受保険会社へ必ずご相談ください。

「法律上の損害賠償責任の有無」の確認プロセス

保険金ご請求時、次のプロセスに沿って「法律上の損害賠償責任の有無」を確認させていただきます。

STEP1 補償を受ける方に責任能力があるかどうか

- 他人の所持品を損壊させた場合などにおいて、補償を受ける方が、その行為自体の責任を理解・認識することが難しいと判断される場合、その方は法律上の損害賠償責任を負いません。
- この場合、補償を受ける方の保護者に損害賠償責任が生じない場合、本補償でのお支払いの対象となりません。
- 補償を受ける方が法律上の損害賠償責任を負わない場合は、STEP2にて保護者に損害賠償責任が生じるかどうかを確認します。

STEP2 保護者に「法律上の損害賠償責任」が生じるかどうか

- 保護者が補償を受ける方と自宅で共に生活し、日頃から監督しているケースでは、保護者に監督義務責任があると認められ、保護者に損害賠償責任が生じる可能性が高くなります。
- 補償を受ける方が自宅から離れ施設で生活しているなど、保護者が補償を受ける方を監督する、または監督することが容易ではないケースでは、保護者の監督義務責任は認められない可能性が高く、その場合は損害賠償責任は生じません。
- 補償を受ける方が未成年の場合は、親権者に法定監督義務者としての責任があります。
- 保護者が監督義務者として法律上の損害賠償責任を負う場合は、お支払いの対象となります。

 **AIG損保では、生活環境や様々なご要望にお応えして、各種補償プランをご提供しております。ぜひこの機会に、プランの見直しをご検討ください。** 

＼一つでも当てはまったら右ページのおすすめ補償確認チャートへお進みください／

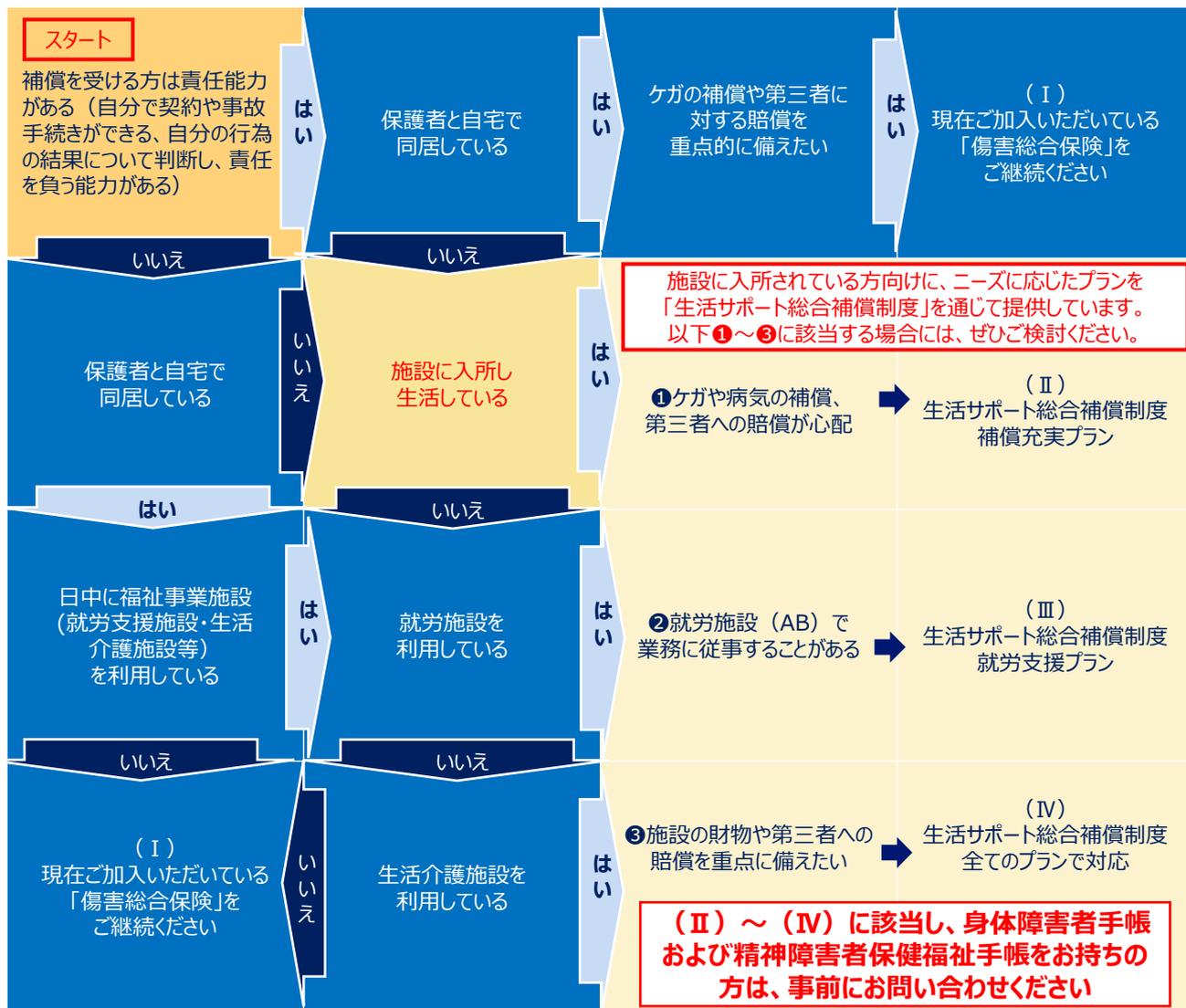
- 現在加入の補償内容がわからない、また十分かどうか不安がある
- 必要な補償内容を知りたいけれど、どこに相談すればいいかわからない
- 保険加入以来、生活環境が変わった
- 補償を受ける方に責任能力がなく、保護者と離れて入所施設等で生活されている

こちらに該当する方は保険金をお支払いできない可能性がございますので、特にご注意ください

おすすめ補償確認チャートは右ページをご確認願います

おすすめ補償確認チャート⁺

現在ご加入中の傷害総合保険は、おケガの補償に加え、第三者への賠償責任補償（個人賠償責任補償）がセットされております（補償内容はプランにより異なるため、お手持ちの証券をご確認ください）。



上記チャートはあくまで目安となります。生活環境や健康状態によって必要としている補償、また事故の内容によって必要な補償プランは変わってきます。ご不明な点やご不安な場合は、ご加入前に必ず担当代理店までご連絡くださいますようお願いいたします。



入所している施設の窓ガラスなどを壊してしまった時や病気の補償は加入している保険では補償されないのかも心配だね。チャート結果でお勧めされた「生活サポート総合補償制度」に加入すれば、解決するのかな・・・？

はい、解決します。「生活サポート総合補償制度」は施設財物の損壊や病気も補償します

生活サポート総合補償制度

「生活サポート総合補償制度」は知的障がいや発達障がい（自閉症含む）がある方専用の補償制度です。障がいのある方を支援する「一般社団法人全国知的障害児者生活サポート協会」を通じてご加入いただける保険です。補償内容や保険料、加入方法など詳細は同封のパンフレットをご確認ください。

生活サポート総合補償制度ならではの補償

2025年4月1日以降に補償を開始するご契約より「施設等管理下財物復旧費用」を新設します

主な特長

- 施設的所有物を損壊した場合、損害賠償責任の有無を問わず、ご負担した修理費用等をお支払い
- 保険期間通算50万円を限度に補償、自己負担額は0円
- 生活サポート総合補償制度に加入すると全てのプランで補償されます

【お支払い例】



⚠️ 重要 更新のお手続きについて

現在ご加入の契約更新につきまして、おすすめ補償確認チャートの結果を踏まえ満期日までに下記のいずれかのご対応をお願い申し上げます。

- 現在ご加入の「**傷害総合保険**」をご継続される方→下表「**1**」へお進みください
- 「**生活サポート総合補償制度**」への切り替えまたは追加でご加入をご希望される方→下表「**2**」へお進みください
- 継続をご希望されない方→下表「**3**」へお進みください

番号	必要なお手続き	お手続き内容	お手続きの締切
1	お手続き不要 (自動継続)	お手続き不要です	—
2	(1) 現在ご加入の 「 傷害総合保険 」の解約、 または自動継続停止	「 傷害総合保険 」の解約、または自動継続停止 手続き書類をお送りします。満期月の前々月20 日までに下記お問い合わせ先までお申し出ください。 (現在のご契約の満期が4/10の場合、2/20までに申し出)	満期月の 前々月20日
	(2) 「 生活サポート総合補償 制度 」のお申込み	同封の加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、 3月5日必着で、同封の返信用封筒にてご返送 ください。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">加入依頼書は右記の プランをご記入ください</div> 補償充実プラン：「B」 就労支援プラン：「C」 上記以外のプラン：「A」	3月5日 書類必着
3	「 傷害総合保険 」の 自動継続停止	「 傷害総合保険 」の自動継続停止手続き書類を お送りします。満期月の前々月20日までに下記 お問い合わせ先までお申し出ください。 (現在のご契約の満期が4/10の場合、2/20までに申し出)	満期月の 前々月20日

・このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細については担当代理店にお問い合わせください。
・引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。

加入に関するお問い合わせ先

■ 担当代理店

ジェアイシー九州

〒810-0001

福岡市中央区天神4-6-7 JRE天神クリスタルビル14階

TEL:092-791-7561

FAX:092-791-7562

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

■ 引受保険会社

AIG損害保険株式会社

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

福岡支店

〒810-0041 福岡市中央区大名2-4-35 AIG福岡ビル

TEL:092-718-7000

受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）